

# 鳥取県農林水産部指定管理候補者審査委員会報告書

## (鳥取県立農村総合研修所)

平成25年10月29日

鳥取県農林水産部指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立農村総合研修所（以下「研修所」という。）の指定管理候補者を、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第2項の規定により、同条例第5条の基準に基づいて審査した。

### 1 指名管理候補者（指名指定）

団体名：鳥取県農業協同組合中央会（以下「JA鳥取県中央会」という。）

代表者：会長 たかみとしお 高見俊雄

所在地：鳥取市末広温泉町723番地

### 2 指名期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

### 3 委託料

なし。（指定管理者の業務に要する経費は利用料金等により賄うものとする。）

### 4 審査結果

研修所の指定管理者候補として、審査委員会において審査した結果、研修所の管理運営を適切に行うことができると認められた。

なお、次の2点について審査委員会意見が付されている。

①利用者が減少傾向にあるので、よりいっそう利用促進に努めること

②収支計画書の記載方法を検討すること（人件費が中央会の一般会計で処理されていることを理由に収支計画書にも人件費が計上されていないため経費全体がわかりにくい。）

### 5 審査の経緯

JA鳥取県中央会から提出された事業計画書等をもとに面接審査を実施して、説明を受け、質疑応答後、あらかじめ定めた審査項目ごとに、基準を満たしているか審議した。

#### (1) 審査委員

	氏名	所属・役職等
委員長	<small>たけべ たかし</small> 武部 隆	公立大学法人鳥取環境大学教授
副委員長	<small>ふじい りょうこ</small> 藤井 亮子	湯梨浜町農業委員
	<small>とりかい いくこ</small> 鳥飼 育子	指導農業士
	<small>まきの よしみつ</small> 牧野 芳光	税理士
	<small>にしやま しんいち</small> 西山 信一	農林水産部長

(2) 開催経緯

第1回審査委員会

平成25年8月19日(月)

- ・指定管理者制度及び研修所の現地説明及び審査項目等の審議

第2回審査委員会

平成25年10月29日(火)

- ・面接審査後、審査基準に照らした審議

(3) 審査基準

	審査基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること (指定手続条例第5条第1号)	(1) 管理の基本的な考え方の適合性 〔施設設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針〕	配点なし
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること (指定手続条例第5条第2号)	(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、利用促進策等) (2) 管理の基準及びサービスの提供内容への取組み 〔開所時間、休所日、利用料金等の設定 個人情報保護、情報の公開〕 (3) 施設設備の維持及び衛生管理の水準の妥当性 (4) 外部委託の妥当性 (5) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応の妥当性 (6) 利用者等の要望の把握の妥当性	55点
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること (指定手続条例第5条第2号)	(1) 収支計画及び見積り内容の妥当性	20点
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること (指定手続条例第5条第3号)	(1) 法人等の財政基盤、経営基盤の妥当性 (2) 組織及び職員の配置等の妥当性 (3) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (4) 法人等の社会的責任の遂行状況 〔障害者雇用 男女共同参画推進企業の認定 ISO・TEASの認証等〕 (5) 当該施設の管理運営状況の実績評価	25点

(4) 審査結果

「審査基準1」について、全員「適格」と判断

「審査基準2～4」について、平均72.5点(100点満点)

## 6 事業計画の概要

(1) 開所時間・休所日 現行どおり。利用者から申し込みがあれば、臨時開所に応じる。

○開所時間 8:30～17:00

○休所日 土日、祝日、年末年始(12/29～1/3)、お盆(8/13～15)

(2) 利用料金等 現行どおり

○利用料金

研修室等 1時間につき250円(定員10名)～1,030円(定員80名)

宿泊料金 1泊2食 4,000円(うち夕食800円、朝食200円)

○減免事項

身体障害者等及びその介護者が利用者の半数以上 全額減免(半数未満 1/2減免)

要介護認定者等及びその介護者が利用者の半数以上 全額減免(半数未満 1/2減免)

※上記の者が宿泊棟を利用する場合は、1/2減免(食事、クリーニング代等を除く)

(3) サービス向上と利用促進のための取組

○研修所、JA鳥取県中央会に保管している図書やビデオの貸し出し

○利用者へのアンケートを実施し、意見要望を運営に反映

○日本農業新聞、JAの機関紙への掲載、その他の協同組合、地元自治体等へのPR

○インターネットの設置

(4) 経費削減のための取組

○相見積もりによる外部委託費の節減